

芦屋市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案						現 行					
(設置)						(設置)					
第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						第2条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
(芦屋市長等倫理審査会から芦屋市学校教育審議会までの項省略)						(芦屋市長等倫理審査会から芦屋市学校教育審議会までの項省略)					
教育委員会	<u>芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会</u>	芦屋市立の小学校及び中学校使用教科用図書の採択に関する事項についての調査審議	10人以上	(1) 学識経験者 (2) 保護者代表 (3) 芦屋市立の学校の校長及び教員 (4) 市職員	諮問に係る審議が終了するまでの期間	教育委員会	<u>芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択協議会</u>	芦屋市立の小学校及び中学校使用教科用図書の採択に関する事項についての調査審議	10人以上	(1) 学識経験者 (2) 保護者代表 (3) 芦屋市立の学校の校長及び教員 (4) 市職員	諮問に係る審議が終了するまでの期間

芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分	支給単位	報酬額（円）	旅費の額	区分	支給単位	報酬額（円）	旅費の額
(芦屋市教育委員会から芦屋市学校教育審議会までの項省略)				(芦屋市教育委員会から芦屋市学校教育審議会までの項省略)			
芦屋市義務教育諸学 校教科用図書選定委 員会	委員長 日額	13,500		芦屋市義務教育諸学 校教科用図書採択協 議会	委員長 日額	13,500	
	委員 日額	11,200			委員 日額	11,200	
(芦屋市立美術博物館協議会からその他の特別職の職員までの項省略)				(芦屋市立美術博物館協議会からその他の特別職の職員までの項省略)			
備考（省略）				備考（省略）			